

## 会合等における飲食費の支出に関するガイドライン

付則：平成22年11月24日総務会議 承認制定  
平成23年11月22日総務会議 一部改正

文部科学省の指導により、情報交換会、懇親会、慰労会等の目的で実施される会員<sup>\*注1</sup>のみの会合における飲食費の支出を禁止する旨の指導を受けて、平成22年4月28日開催の理事会において、電気学会においてもこの文部科学省からの指導を適確に実施することが了承された。

ついで、以下により学会内事業体全てにおける飲食費の支出に関するガイドラインを示すと共に、今後共コンプライアンスに対する取り組みを更に強化願うものである。

### 1. 会議、委員会<sup>\*注2</sup>等における「会議的集会」の扱い

【学会支出可能な範囲】

- ・茶菓
- ・食事（2,000円以内）

### 2. 会議、委員会、大会、公開会合等における「慰労的集会」の扱い

【学会からの支出は不可】

### 3. 大会、公開会合<sup>\*注3</sup>等「行事に付随する正式な懇親会」の扱い

【学会支出可能な範囲】

- ・茶菓
- ・食事（アルコール飲料を伴わない場合に限り2,000円以内）
- ・アルコール飲料を含む飲食代のうち「運営上招待扱いと認めた者」分
- ・アルコール飲料を含む飲食代のうち「運営関係者」および「参加者」分に関する応分負担額<sup>\*注4</sup>を超えた場合の適正範囲での不足分

### 4. 支出の費目

支出の費目は「会議費」「委員会費」など各会議体で適宜適正な費目で処理する。

### 5. 補足

\*注1) ここで言う「会員」の定義：電気学会会員または当該会議、委員会等の運営関係者を言う。

\*注2) 会議、委員会の定義：会議、委員会等学会内組織体を言う。

\*注3) 大会、公開会合等行事の定義：会議、委員会等で企画のイベントを言う。

\*注4) 応分負担額の定義：懇親会支出総額に対して「運営関係者」および「参加者」が自ら負担すべきと考えられる参加費の総額を言う。

計算方法は別紙「指標値について」に示すとおり。

\*なお、アルコール飲料を含む飲食代については、別紙において各参加区分毎の支出可否を表に示すので参照されたい。

以上

## 指標値について

### 1. 応分負担率

#### 1.1 計算方法

(a) 一人当たり負担額 = (懇親会支出総額 ÷ 参加者数合計)

(b) 応分負担額 = (一人当たり負担額 × 一般参加者数合計) +  
(一人当たり負担額 ÷ 2 × 学生・同伴参加者数合計)

\* 学生・同伴参加者の応分負担額は、一人当たり負担額の半分とした。

(c) 応分負担率 = (参加費収入 ÷ 応分負担額)

#### 2.2 評価

適正は 100% 以上。

\* 実行委員会を組織して大会全体で収支管理をしている全国大会・部門大会・国際会議及び支部連合大会は、当面評価を行わない。(但し、懇親会報告書の作成は行う)

### 2. 学会負担率

#### 2.1 計算方法

学会負担率 = 懇親会補助費 ÷ 懇親会支出総額

#### 2.2 評価

適正支出を判断するための目安である。

\* 実行委員会を組織して大会全体で収支管理をしている全国大会・部門大会・国際会議及び支部連合大会は、当面評価を行わない。(但し、懇親会報告書の作成は行う)

## アルコール飲料を含む飲食代の支出可否

H23.11.22

参加区分	分類					支出可否	
	電気学会 会員	参加者	運営関係 者	運営上招 待扱い	運営上会 員扱い	慰労的集会	行事に付随 する正式懇 親会
一般参加者	○	○			○	×	△
	×				×		
発表者・講演者	○	○			○	×	△
	×				×		
委員会担当者	○		○		○	×	△
	×				○		
現地世話役	○		○		○	×	△
	×				○		
表彰受賞者	○			○	○	×	○
	×				×		
招待講演者	○			○	○	×	○
	×				×		
講演会、講習会の講師	○			○	○	×	○
	×				×		
招待者	○			○	○	×	○
	×				×		

○:支出可能

△:応分負担額を超えた場合の適正範囲での不足分を支出可能

×:支出不可